# アイルランド羊毛工業の抑圧

――イギリス重商主義論―

角

Ш

栄

は じ 8 に

のか。さらに、われわれはこのイギリス重商主義政策の一齣ともいうべきアイルランド羊毛工業抑圧策をつうじ たのか。いいかえれば、この場合の重商主義政策は、イギリスのどのような資本家階級の利益と結びついていた 威を与えつつあったとすれば、イングランドのどのような毛織物業者に、どのような意味で脅威を与えつつあっ それは、イギリス本国の羊毛工業に決定的な脅威を与えるほどに発展しつつあったのか。もしそれが何らかの脅 どうしてイギリスはアイルランドの羊毛工業を圧しつぶさねばならなかったのか。果してアイルランドにおける 展させはじめていたアイルランドが、まずイギリス羊毛工業を保護奨励せんとした重商主義政策の犠牲となった。 工業を契励するための法令」が出されて、植民地のなかでももっともイングランドに近いところで羊毛工業を発 イギリス重商主義政策の本質を垣まみることができるならば、いったいそれはどのように理解したらいいの 故白杉庄一郎教授は、 六九九年、 「アイルランドおよびイングランドから外国への羊毛輸出を禁出し、イングランドにおける羊毛 そのユニークな重商主義論を展開された大著『近世西洋経済史研究序説』のなかで、

実証に耐えうるかどうか。こうした問題を併せて検討することによって、故白杉教授の霊前に心からの哀悼の意 ついにこの問題にふれられることがなかったけれども、教授の立場がアイルランド問題を一例証としてどこまで

を表したいと思う。

の趣旨はつぎのとおりである。 って「もっとも不名誉な法令の一つ」として非難された悪名高い一六九九年の法令から始めよう。 そこでまず、アイルランドの羊毛工業に決定的な打撃と事実上の終焉をもたらし、かのアーサー・ヤングによ

ごとく制定する 易を破滅させてしまうようになるであろう。だから、それを阻止し、王国内の羊毛工業を奨励するためにつぎの 場にまでどんどん輸出されていることは、やがてわが王国の土地の価値を下落せしめ、更にはわが羊毛工業と貿 製造され、しかもそれが日々増加の一途を辿っているばかりでなく、従来イギリスから供給を仰いでいた外国市 状である。しかるに最近、多量の毛織物がアイルランド王国やアメリカのイギリス・プランテイションにおいて 大にしてもっとも利益の多い商品であって、土地の価値も国民の商工業も、主としてそれに依存しているのが現 「羊毛ならびに羊毛からつくられる cloth, serge, baize, kersey その他の stuffs は、わが王国のもっとも偉

間接、 である。すなわち、まずアイルランドに対しては、 以下主な規定は二つある。一つはアイルランドに対する規定であり、 アイルランド王国よりイギリス(イングランドおよびウェールズ)以外の外国へ、 羊毛、 羊皮、 毛織物 一六九九年六月二四日以後、 他はアメリカの植民地に対する規定 いかなるものも直接あるいは

ない。(一条、それに対する開則----第二~三条)。 またアメリカ植民地に対しては、 一六九九年一二月一日以降、ア up or mixed with wool flocks ......を輸出 (export, transport, ship off, carry or conveyed) することができ druggets, cloth serges, shalloons, or any other drapery, stuffs of woollen manufactures whatsoever made shortling, mortlings, wool flocks, worsted, bay or woollen yarn, cloth, serge, baize, kersey, says, friezes, メリカのイギリス・プランテイションでできる羊毛、羊皮、毛織物……(以下右文と同じ)……を、どんな名目にお

で運搬してはいけない。(その罰則―― -第一九条)

いてであれ、そのプランテイション内のいかなる場所においても、船積みしてはならない。同じく輸出する目的

るかぎりでは、その理由となったものは らびに羊毛製品の輸出禁止という手段によって、これを抑圧することを意図したものである。そして法文にみえ こうした規定から明らかなように、この法令は、アイルランドとアメリカ植民地における羊毛工業を、 羊毛な

口しかも、これらの毛織物が大量に外国に輸出され、イギリス本国の羊毛工業にとって憂恵すべき競争相手と ♡近年、これらの地域で多量の毛織物が製造され、しかも日々増加の一途を辿っていること。

して立ち現われるにいたったこと。

臼もしこのような傾向を放置するとき、イギリス本国が蒙る被害として、土地価格の下落と羊毛工業と貿易の

元来、 イギリスの羊毛工業は、 中世末以来、フランダースやブラバントの先進羊毛工業に抗しながら順調

破滅がおこるというのである。

展をとげてきたものであり、 しかもそれは「イギリスのもっとも偉大にして、もっとも利益の多い商品」である な発 た リス本国が真に脅威を感じていたのは、アメリカ植民地のそれよりか、むしろアイルランドの毛織物工業であっ するにもひとしいところの、羊毛ならびに毛織物の強力な輸出禁止をもって臨むこととなったのであるが、 という事態が起ってきたのである。ここに不当な植民地の競争を排除し、 ともなって、羊毛工業が発展しはじめたばかりでなく、それがイギリス産毛織物と競合しつつ外国へ輸出される の原動力を見出していたが、自己の植民地あるいは自己の支配圏のうちから、 うべき中心産業であった。こうしてイギリスは外国の羊毛工業との競争とそれに対する勝利のなかに国民的発展 つてなかった。しかるに一七世紀末にいたって、アイルランドやアメリカの植民地において、その経済的発展に 土地の価値も国民の貿易も主としてそれに依存していたがごとき、いわばイギリスの基軸産業ともい 事実上植民地における羊毛工業を禁圧 有力な競争者が現われることは

題として理解しようとするカニンガムの説も、ある程度正しい面をもっていた。だから、経済的論争をとりあげ(+) に こしていたのである。それは、 係をもっていたために、 リコの輸入をめぐる、 一紛争をつうじてクローズアップされたアイルランド問題が、 おいて論議せられていた背景も見逃すことができないのであって、その意味では、 ところが、アイルランドは植民地のなかでも地理的にイングランドにもっとも近いうえに、歴史的に特殊な関 トーリーとウィッグとの論争とはやや性格を異にしていた。むしろ国王と下院との政治 アイルランドにおける羊毛工業禁圧の賛否をめぐって、実は朝野に激しい論議をまきお 同時代にもっと激しい論争をひき起しつつあったかの東インド会社のインド産 他方経済問題として、 この問題をすぐれて政治問 イギリス羊毛工業との関係

まずアイルランドに対するイギリスの植民政策の歴史的背景をスケッ

チしておこう

- (註) A. Young, The Question of Wool Truly stated. (1788.) p. 21 cited by E. Lipson, Economic History of England
- (a) ョ島縣傳動 An Act to prevent the exportation of wool out of the Kingdoms of Ireland and England into foreign 742-43 に掲載されているのでそれに依拠した。 parts, and for the encouragement of the woollen manufactures in the Kingdom of England. (10. Gul. III, cap. 16) そのトプラッジが English Historical Documents, vol. VIII, (1660—1714), ed. by Andrew Browning (1953), pp
- 3 張漢給著『イギリス重商主義研究』(昭二九、岩波書店)、四七-五八頁
- $\frac{1}{4}$ W. Cunningham, 'The Repression of the Woollen Manufacture in Ireland' English Historical Review, vol. i (1886)

# 一 イギリスの対アイルランド植民政策

せざるをえなかった植民政策の歴史をつうじて、両者の関係を辿ってみよう。 れはここでは込みいった政治状勢の分析にまでふれることができないから、主として羊毛工業の抑圧にまで発展 人民の収奪の歴史であるが、一七世紀はイングランドがアイルランドを最終的に征服した世紀である。(こ) ムウエルによる征服と、ウィリアム三世による征服は、もっとも徹底した収奪を伴ったものであるが、 一一六九年のアングロ・ノルマンの侵入以来、アイルランドの歴史はイングランドによる征服、植民、 とくにク われわ

紀後半のイングランドのアイルランドに対する経済政策は、大きく分けてだいたい三つの面から把えることがで 植民地産業の発展は抑圧せられる傾向をもっていたことは疑いない事実である。こうした見地に立てば、 する原料供給、本国の商品の輸入市場としてのみ存在せしめられること、したがって本国産業と利害が衝突する イギリス一七世紀後半の重商主義の一つの特徴としての保護主義に注目するとき、植民地の役割は、 本国に対 一七世

きるのではないかと思う。すなわち、日家畜取引の制限、口羊毛取引の制限、臼羊毛工業の抑圧がそれで、 もこの順序でその政策が進められたから、以下順次かんたんに概観を与えてみたい。

## 家畜取引の制限 ――「家畜法」(一六六六年)の施行

Ι

う理由で拒否された。(3) 上提されたが、それは生計費をひきあげ、イングランドの製造業に対するアイルランドの需要を減少させるとい そのときの不平は、それがイングランドの家畜飼育を衰えさせ、土地価格を圧下し、王国から大量の貨幣のスト ックを流出させるというのである。このような主張にもとづいて、家畜輸入に反対する法案が一六二一年下院に アイルランド産家畜のイングランドへの輸入は、すでに一七世紀はじめに敵意にみちた注意をひきつけていた。

アイルランド産家畜の輸入こそがイングランドにおける家畜の価格を引き下げ、したがって地代下落の主な原因 の下院はこうしたアイルランドの発展に疑心をもった。すなわち、当時不況に悩んでいたイギリス地主たちは、 イルランドの資源の主なものは家畜である」といわれるほど重要性を増してきたのである。ところが、イギリス(イー) され、イングランドからの移住者は熱心にこれに乗り出しはじめたのである。そしてペティのいうごとく、「ア 荒廃した土地を回復させるもっともよい方法として、その地の風土と土質にもっとも適していた家畜飼育が奨励 クロムウエルの征服による荒廃をえて、王政復古のチャールズ二世の時代になると、アイルランドの

多い家畜や羊の輸入を制限する法案(毎年八月以降の輸入を禁止)を下院に上提し、たいした反対もなく議会を

していたけれども、それを口実にして、地主たちは一六六三年、アイルランドおよびスコットランドから脂

であると考えたのである。もとよりペティやアイルランドの指導者オーモンド公はこうした見解に一貫して反対(5)(5)

のである。 できず、彼らの賃借地を放棄した一方、関税収入の減少と事実上の貿易の停止という深刻な事態に追いやられた ところが、 との法令はアイルランドに重大な影響を与えた。すなわち、多くの農民たちは小作料を払うことが

立するようになることを恐れたためであるといわれる。(ユエ たといわれる。すなわち、もしアイルランドがあまりにも繁栄するか、あるいはイングランドよりも一そう急速 院がこの法案の通過に際して強引な態度を示したのは、一部はオーモンド公に対する個人的な嫉妬のためであっ に、つぎの議会まで通過がひきのばされたが、ついに一六六六年上院の反対を押しきって通過したのである。下 イルランド産家畜は脂肪の多少にかかわらず、また生死を問わず、しかも一年中をつうじて羊、豚、牛肉、豚肉 ばたんに毎年八月以降のアイルランド産の脂肪の多い家畜の輸入を禁止するといった生ぬるいものではなく、ア に繁栄するようになれば、 およびベーコンをも含めて、その輸入を全面的に禁止するというのである。上院はさすがにこれに反対したため かったために、一六六五年議会はアイルランドからの輸入制限を一段と強化した法案を提出したのである。それ こうしたアイルランドの景気悪化にもかかわらず、他方イングランドにおいてもあいかわらず地代は上昇しな 国王チャールズ二世はオーモンド公の勢力をつうじて、実際上イギリスの議会から独

#### Ⅱ 「家畜法」の影響

しろアイルランドに有利であり、 ところで、 「家畜法」の直接的結果は、 イングランドにとっては有害であるという奇妙なことが起った。 アイルランドの諸利益に害を与えたけれども、 その最終的な影響はむ

ドは食肉および畜産加工品を今度は外国 の発展を促進したということである。すなわち、イングランドへの家畜の輸出はとまったけれども、 た二つの時点、 アイルランドが家畜法からえた主な利益というのは、 六六五年と一六六九年をとって食肉および畜産加工品の輸出額をみてみると、 へ輸出しはじめたのである。 それが却ってアイルランドと外国との食糧品 いま「家畜法」 通過の一六六六年を境にし つぎの表のとお アイルラン

りである。 (12)

		1665	1669
食用牛	(頭)	37,544	1,054
牛 肉	(樽)	29,204	51,793
バター	(cwt)	26,413	58,041
チーズ	(cwt)	318	1,227
牛 脂	(cwt)	21,003	38, 183
ローソク	(cwt)	1,330	3,473
皮革	(枚)	106,344	217,046
仔 牛 皮	(ダース)	612	1,731

1,731 求めねばならなかった。 グランドへの家畜の移出を禁止して以後、 は ギリス植民地へさえ輸出されたであろう。(ヨン くフランス、 れ Essays on the Trade of Ireland. においてつぎのようにのべた。「家畜法がイ た。 に外国へ密輸して儲けることができたために、大量の土地が牧羊業に転換さ これらの商品の輸出先はこの統計表からは必ずしも明らかでないが、 アイルランドの食糧品取引が増大したことに驚き、『アイルランド貿易論 またイングランドへ輸出していた家畜飼育業者は、 オランダ、スペインその他の外国、さらにはアメリカにおけるイ 羊毛はイギリス市場で売ることができたし、 アイルランドは新しい貿易の捌口 六七三年ウィ ゙リア 酪農業者に転業する <u>ن</u> テ またひそ ムプ おそら ル卿

イギリス産のそれに劣らないアイルランド産牛肉数荷を買いつけたと断言したほどである。 こ数年のうちにいちじるしく成功を収めて、一六六九年にはオランダ商人のあるものは、 アイルランドから直接、 ……だから、 もし英

か、

家畜を六、

七才まで成長させて牛肉取引に転業するか、

いずれにしても大きく経営を転回したが、

それはこ

常な発展を示したであろうし、アイルランドを富ましめたであろう」と。それと関連して、内外船の食糧積込み(ほ) はイングランドからアイルランドに移った。というのは、オランダやフランスの船舶は、アイルランドにおいて 蘭戦争が起らなかったならば、家畜法によって損害を被ったどころか、数年ならずしてアイルランドの貿易は異 リ安価に食糧を積込むことができたからである。(5)

3

業の不振、多くの船員の失業という不利益を重ねることとなった。(エン) されていたホップやビールの輸出が減少した。これは当然、アイルランドとの貿易に従事していたイギリス海運(m) 六六三年以前にはアイルランドは毎年平均二〇万ポンドにのぼるイングランド産商品を輸入していたけれども、 たいま一つの大きな損害は、イングランド産商品のアイルランドへの輸出が減少したことである。すなわち、一 一六七五年には二万ポンド以下といういちじるしい減退を示した。とくに従来アイルランドの家畜と交換に輸出 このようにしてアイルランドの対外貿易がイングランドから外国へ移ったことによって、イングランドが被っ

### Ш 「家畜法」の結果としての羊毛生産の発展

業を発展させたことである。一六六九年に出版された『母国商品とくに羊毛工業の商品からえられるイギリスの 利档』England's Interest arrested in its Native Commodities,and more Fespecially of the Manufacture of Wool. 外国へ輸出され、イギリスのライヴァルである外国の羊毛工業に利益を与えたこと。口アイルランド自身羊毛工 ももっとも深刻な問題をひき起したものはつぎの二つである。それはHアイルランド産の羊毛がひそかに大量に 家畜の飼育にあてられていた多くの土地が、羊を飼育するために転換されたことから起ったもので、そのなかで 「家畜法」がイングランドに与えたもう一つのもっとも大きな影響がある。それはアイルランドにおいて以前

与えつつあるとのべられているように、 いだにしだいに認識せられつつあった。(8) によれば、この年にはやくも、アイルランド産羊毛がフランスに輸出されて、イギリス羊毛工業に大きな危害を 「家畜法」が予期に反して自らを傷つける悪法であることが、識者のあ

威となった基本的問題は、アイルランドにおける羊毛生産ならびに羊毛工業の発展であろう。この点はわれわれ 当然のことである。しかも、 の主題に直接関係するので、つぎに節を改めてアイルランドにおける羊毛工業の発展をやや詳しくのべてみよう。 ったとすれば、早晩「家畜法」から派生した諸問題に再び何らかの対策を講ぜねばならなくなることは、けだし このような馬鹿げた法令ははやく撤廃した方がよいという意見にもかかわらず、撤廃へ踏切ることができなかのような馬鹿げた法令ははやく撤廃した方がよいという意見にもかかわらず、撤廃へ踏切ることができなか 「家畜法」から派生した諸問題のうち、何といってもイギリスにもっとも大きな脅

(主) アイルランド史にかんする文献は多数にのぼるので、経済史についての代表的文献だけをあげておくと、中世およびと なおかんたんた通史としては、堀越智「アイルランドの歴史」(『世界史講座』17、東洋経済新報社、所収)を参照せよ the Period of the Restoration. (1903); M. J. Bonn, Die englische Kolonisation in Ireland. 2 vols. (1906); D. A. Chart, Ireland, 1603-1714. (1920); Alice E. Murray, Commercial and Financial Relations between England and Ireland from Century. (1929); A. L. Rowse, The Expansion of Elizabethan England. (1955). esp. chaps. III, IV. etc. | 早世紀以り Fifteenth Century' in do., Medieval Merchant Venturers. (1954); A. K. Longfield, Anglo-Irish Trade in the Sixteenth History of Ireland in the Eighteenth Century. (1918); C. Gill, Rise of the Irish Linen Industry (1925) まらせいなく くにチューダー時代のイギリス・アイルランド関係については、E. Carus-Wilson, • The Overseas Trade of Bristol in the An Economic History of Ireland. (1920) etc. 一八世紀にかんする重要な文献として、G. A. T. O'Brien, The Economic SWE'G. A. T. O'Brien, The Economic History of Ireland in the Seventeenth Century. (1919); R. H. Murray.

(2) ちなみに、一六二一年におけるアイルランドからの輸出家畜頭数は、約一〇万頭にのぼっていた。 $W. Cunningham, \mathit{The}$ 

Growth of English Industry and Commerce, \*\*Modern Times, Part I, p. 372,

- (α) E. Lipson, The Economic History of England, vol. III, p. 198
- (4) ペティ、松川七郎訳『アイァランドの政治的解剖』(岩波文庫)、一一四頁。因みに、ペティは一六六四年にアイルラン ドからイングランドへ輸出された家畜や羊の価値を一五万ポンド強とふんでいる。 同書、一四四頁
- 5 W. Temple, Works, III, p. 19 cited by W. Cunningham, The Growth. p. 372
- (6) ペティ、前掲書、九四―五頁。
- 7 習慣 家畜の飼育を困難にした一六六二年の夏のひどい早魃、多数の新教徒 sectary がアメリカのプランテイションへ流出避難し Economic History of Ireland in the Seventeenth Century. (1919). p. 155 は聖灰日 Ash-Wednesday から復活祭前日 いる。したがって、その原内は他に求められねばならない。例えば、長いあいだおこなわれなかった四旬祭(Lent― これ る誤解にすぎないとして、つぎのようにのべていた。すなわち、 たこと、 多数の人口を減少させたベストの流行、 オランダとの戦争による貿易の妨害、 古くからおこなわれてきた 接待の Ormond 公は当時イングランドにおける地代の下落がアイルランドからの家畜の 輸入にもとづくという 主張はたんな (hospitality) の廃止、 およびイギリス 製造業の一般的衰退をその 原因としてあげている。 G. A. T. O'Brien, *The* Easter-Eve までの四〇日間、断食や懺悔をおこなうこと)を復活したこと、 一地代の下落は輸入された家畜の価値以上に大幅に下落して
- (∞) Ibid., pp. 153—54
- (๑) *Ibid.*, p. 154.
- Andrew Browning, 1953, pp. 732 33 fish taken by foreigners (18 & 19 Car. II, cap. 2) in English Historical Documents, vol. VIII, (1660-1714). ed. by Irish Cattle Act, 1666— An Act against importing cattle from Ireland and other parts beyond the seas, and
- (11) W. Cunningham, op. cit., p.373 因みにカニンガムの対アイルランド政策観の根底には、たえずこのような下院対国王 (=アイルランド)の国式が伏線として秘められていることに注意。それがアイルランドがもつ、 他の植民地から区別せら and Council to the King, dated 15th August, 1666. in G. A. T. O'Brien, op. cit., Appendix IV 성용료 れる性格であるというのである。なお、「家畜法」に反対したオーモンド公の態度は、Letter from the Lord Lieutenant
- アイルランド羊毛工業の抑圧(角山)

- 13 カナリー島のイギリス食糧商人は、アイルランド人の競争に破れて破産したほどであった。OBrien, op. cil., p. 163アメリカにおける諸島嶼やプランテイションにもアイルラシド産の尨大な牛肉、豚肉、 バターその他の食糧品が溢れ、
- (4) *Ibid.*, pp. 162–63
- (5) E. Lipson, op. cit., p. 199.
- (16) Ibid., p. 200
- (五) O'Brien, op. cit., p. 163.
- (≅) *Ibid.*, p. 163
- 19 の史料は J. Smith, Memoirs of Wool, Chap. 56 に収録されている。 例えば Reason for a limited exportation of Wool, London, 1677 がそれである。O'Brien, op. cit., p.165 なおこ
- (20) それはその後一世紀のちまで徴廃されない。
- (21) ここで注意すべきことは、チャールズ二世時代にはまず地主の利益とりわけ地価の上昇が、王政復古政府の表面 心問題となっていたけれども、名誉革命以後は地主の利害と並んで製造業者とりわけ羊毛工業者の利益が、政策の中心課題 つまり、重商主義が何よりも工業の保護政策として展開されはじめる点は注目しておく必要があろう。

# 三 アイルランドにおける羊毛工業の発展

ける競争産業の発展に対して疑惑の眼をもっていたために、そうした政策は歓迎されなかった。だから、一六六 なったのは、 ていたことが知られるが、イングランドから職人を迎えいれて羊毛工業を振興せんとする政策がとられるように であって、輸出されることはほとんどなかった。一四世紀にはリマリックに輸出用のためのサージ工業が営まれ アイルランドではむかしから土着のフリーズ (frieze)工業が営まれていたが、それは自家消費用のための織物 一七世紀のはじめであった。けれども、イギリス議会は政治的経済的理由から、アイルランドにお

るが、イギリス羊毛工業の不況期に当っていた一六六○年代以降、しきりに織元たちがアイルランドに移住し、 こうした羊毛価格と生計費の安いことが、おそらくイングランドの毛織物業者をひきつけたのであろうと思われ るものが現われる一方、肉の価格や生計費の低下=労賃の下落によって、羊毛工業の展開に有利な条件が生れた。 ○―九○年のアイルランド羊毛工業を考察するにあたって、事実上無から出発しつつあった工業を考えてよい。 「家畜法」の施行によって家畜飼育を事実上禁止された牧畜業者のあるものは、羊毛生産に転向す

羊毛工業を展開しはじめる。

っ た<sub>6</sub> たことはなかった。一六八五一八七年においても、 ようなアイルランド羊毛工業の新しい発展にもかかわらず、そのテンポは数字に現われたかぎりでは、まだ大し そこにおいて彼らはひきつづき営業をおこない、かなりの発展をみせた。また若干のフランス人もウォーターフ ○家族がやってきて、リマリックに別の工場を建てたが、これはひきつづく戦争のために衰えてしまった。しか しその後、 イングランドの織元の多くが来往し、コーク(Cork)および キンセール(Kinsale)附近に定住した。 してそれ以後ひきつづき営まれており、 ۱ ۲ ・ン人がクロンメル(Clonmel)において、彼らの代理人によって管理されたいま一つの工場をおこした」。この(5) 六七七年頃の史料によれば、 (3) (Waterford) に来り、druggets その他彼らの好みの商品をつくった。一、二年ほどまえには若干のロン 「彼らはダブリンにアイルランドとしては比較的大規模な工場を建設した。そ(4) 日々増加の一途を辿っている。さらにほとんど同時にオランダからも六 「アイルランドから輸出された羊毛製品」は左のごとくであ

# アイルランドから輸出された羊毛製品

Zew	
New Dranery (	
( <u>a</u> )	
01d	
Draperv	
ৰী	
Frieze (	
र्वा	

出さてこ巨致勿ひまい、	1687	1685	
どれどナ国内市場で肖貴	11,360	224	New Drapery (反)
きれをかてついては、	103	32	Old Drapery (反) Frieze (反)
5日 4.0 こ目後勿りまい、ごへごナ国内市場で肖費されたかこついては、輸出量の三倍の毛織物が	1. 129, 716	444, 381	Frieze (反)

されたという説と、輸出羊毛は国内で消費されたそれの三倍であるという全く逆の見解が当時にもあって、実際(?) ンドのどの一州の生産量の半分にも達しなかった」という見解は一つの目安になるであろう。 どの程度の生産量があったかは不明であるが、「公平にいって、アイルランドでつくられる全数量は、イングラ 輸出された毛織物のほか、 とれたに国内市場で消費されただい。してい 輸出量の三倍の毛織物が国内で消費

イクシターの総布工たちによって襲撃され破壊されるという事件が起った。(1) のべていたが、一六七五年には、アイルランドへ移住を望んでいたといわれるデヴォンシャー織布工の織機が、(タ) の商工業に大きな危険を与える。したがってアイルランドにおいて羊毛工業を奨励することは適当ではない」と ンやレスターシャーのそれと同じであるから、アイルランドの織元たちによる羊毛工業の改良は、イングランド アム・テムプルは一六七三年に「アイルランドはいまや羊で溢れており……、羊毛の繊維も一般にノーサ それにもかかわらず、こうした発展に対して早くもイギリスの製造業者は大きな反対の叫びをあげた。ウィ

おけるアイルランドの発展はかなり急速であり、とりわけその影響はイングランド西部の羊毛工業に害を及ぼし これはまだ水鳥の羽音におどろくイギリス織物業者の幻想の脅えであったであろう。けれども名誉革命以後に

はじめた。

提出しているように、西部からアイルランドへの毛織物業者の移動がめだって増えてきたのである。(ミェ) の羊毛供給をアイルランドに頼っていたが、彼らはもはやそこから入手することができなくなった。また一六九(エン) アシュバーナム (Ashburnham)、ティヴァートン (Tiverton) のごときサマーセット、デヴォンの工業は、そ のリストを提出しているし、ティヴァートン市長も同じくその地方からアイルランドへ移住した織元のリストを 八年にはイクシター織布工組合は、最近イクシター地方からアイルランドへ移住した一二〇人のサージ製造業者 送っていた羊毛を中断せしめた。例えば、イクシター、トーントン (Taunton)、バーンステープル (Barnstaple)、 すなわちアイルランドはデヴォンシャーから労働をひき寄せて羊毛工業を発展させ、いままでイングランドへ

けるかけひきは、インド・キャリコの輸入をめぐる論争とともに、重商主義政策を理解する上での大きな課題を 新しい不満となって爆発し、ついに一六九九年の「禁圧法」にまで発展するが、その間における論争と議会にお こうしたアイルランドの経済的進歩に対する嫉妬は、国王の独立的権力の増大という政治的危惧と結合して、

提出していると思うので、つぎにこの問題についてのべてみたい。

- 连(1) W. Cunningham, op. cil., p. 369n (2) 例えば Strafford のアイルランド政策は、イギリスに多くの雇用と大きな収入を与えていた羊毛工業が新しく起らない 意を払いた。Ibid, p.369; do., "The Repression of the Woollen Manufacture in Ireland" Eng. H. R. vol. i, (1886). ように、熟練労働者の移住などには努めて反対した。むしろ彼はイギリスと競争関係にないリンネン工業の発展に大きな注
- (φ) A Letter from a Gentleman in Ireland to his brother in England, 1677. in J. Smith, Chronicon Ruslicum-Commercial. ed., 1747, i, pp. 303-4.
- $\frac{1}{4}$ 六六四年頃、ダブリンにイギリス織元の居住地があったことをのべているから、おそらくそれを指すのであろう。E. Lipson Shessield, Observations on the Objects made to the Export of Wool from Great Britain to Ireland. 1800 p.23.

5 (Φ) Murray, Revolutionary Ireland and its tlement, p. 395 cited by O'Brien, op. cit., p. 186 p. 112. the Woollen Manufacture at Callan pendix XI, Agreements in Connection with ンた。O'Brien, op. cit., p.185 cf. ibid., Ap-七四年 Ormond 公は Callan にも大工場を創設 ュファクチャの一つの例を示している。 いてもみられない大規模なもので、上からのマニ 百人という労働者の数は、当時イングランドにお た。G. A. T. O'Brien, op. cit., p. 186. この数 い、イングランドでできるのと同じ良質の毛織物 enteenth Century Exeter, 1625—1688. (1958) Lipson, op. cit., p. 203,; W. B. Stephens, Sev-て一〇万ポンドの 株式会社を 組織していた。 によってロンドン商人の他、 Economic Hist. of England, vol. III, p. 202n (cloth or stuff) をつくるなど非常な成功を収 その工場は、 なおこの 工場は 数百人の 労働者を やと 一六七四年 Ormond 公の援助 西部の織元も出資し

#### アイルランドからの羊毛製品の輸出, 1690―98

9

W. Temple, Essays on Trade of Ireland

op cit., i, p. 304

A Letter from a Gentleman, in J. Smith

7

Ibid., p. 181.

	New Drapery (反)	Old Drapery (反)	Frieze (ダース)	靴下	羊 糸	羊 毛
1690	247	11	101,419	820		
1691	1,470	50	150,691	1,641		
1692	1,500	62	62,771	1,618	_	
1693	2,726	23	34,681	898	1,897	36,888
1694	2,912	28	20,839	2,370	1,492	38,794
1695	2,608	17	41,146	1,251	883	69,751
1696	4, 413	$34\frac{3}{4}$	104, 167	2,919	7,900	89,783
1698	$23,285\frac{1}{2}$	281 <del>1</del> ⁄4	666,901	770		_

#### アイルランドへの羊毛製品の輸入,1693-96

	New Drapery (反)	Old Drapery (反)	靴 下	
1693	90, 259	14,504	4,710	
1694	49,620	13,085		
1695	672,932	136, 562	1,098	
1696	45,064	15, 227	2,874	

Murray, Revolutionary Ireland and its Settlement, pp. 395—6 cited by O'Brien, op. cit., pp. 227—28.

# 1673, cited by O'Brien, op. cit., p. 184-5.

- 10 O'Brien, op. cit., p. 185
- がイギリスの工業に重大な危険を及ぼすほどのものであったとは思えない。O'Brien, op. cit., pp.227-28. 知られる。けれども、イギリスからの羊毛製品の輸入は、輸出をはるかに上廻っていることからも推測されるように、それ アイルランドの羊毛製品の輸出は前頁の表の如く着実に延びており、従って経済発展もまたかなり急速であったことが

ころでは、三〇、〇〇〇人いたといわれるが、この数字には若干誇張も含まれているであろうが、確かにそれはアイルラン また一六九八年には羊羊工業に従事しているものは、ダブリンでは一二、○○○人の新教徒家族、アイルランドの他のと

ドに工業が広くひろがっていたことを示している。O'Brien, op. cit., p.227

13

12 W. Cunningham, 'The Repression of the Woollen Manufacture in Ireland' Engl. H. R. vol. i, (1886), p. 281

W. B. Stephens, Seventeenth-Century Exeter, 1625—1688, (1958), p. 112.

14 ダブリンに移植されてしまうであろうと思われたほどであった。W. Cunningham, The Growth, \*\* part. I, p.376 有利な条件が、イギリス生まれの労働者を多数アイルランドにひきつけ、従って一六九七年には、デヴォンの工業はやが アイルランドが総布工たちをひきつけた主な理由は、生計費と羊毛が安価であるということであった。そしてこれらの

## 四 「アイルランド羊毛工業禁圧法案」をめぐる論争

ブリストルの経済学者ジョ

ン・ケ

性格をもっとも代表的なかたちで示しているという点で共通点もみられる一方、両者のあいだには問題の性質上、 のキャリコ輸入に対する攻撃も始まった。この二つの攻撃はいずれもイギリス羊毛工業の保護主義的重商主義 アリのパムフレット『イギリス現状論』An Essay on the State of England. Bristol, (一六九五年) の出版であ ったといわれるが、それが本格的な日程にのぼったのは一六九七年の始めであった。ほぼ同じ頃、東インド会社 現実的課題としてアイルランドの羊毛工業に対する攻撃が開始されたのは、

アイルランド羊毛工業の抑圧(角山)

また同時に毛織物業者の利害という点からいっても、 かなりの相違ないしある意味では対立さえみられる。

の絹、 ンタベリの絹織工であった。東インド会社問題は、ふつう国内の商業資本と産業資本の対立から生れたといわれ すなわち、アイルランド問題にもっとも関心をもっていたのは西南部諸州の毛織物業者であり、東インド会社 キャリコの脅威をもっとも直接に感じていたものは、イースト・アングリアの織布工およびロンドン、

内問題とは別の要素をもっており、のちにものべるようにむしろ積極的に禁圧にのり出したもののなかには、 できた。したがってアイルランドに対しては、東インド会社問題のようにトーリー対ウィッグの対立といった国 るのに対し、アイルランド問題は半植民地政策であったから、むしろアイルランドに対しては東インド会社もま た攻撃に参加しうる余地があったばかりか、実際彼らへの攻撃をアイルランドへ転化する口実さえ見出すことが

ーリー一派が含まれていたことは注意しておく必要があろう。

さて、一六九七年のはじめから一六九九年の「禁圧法」案通過にいたる間の議会内外の動きについては、

ニーの最近の研究が詳しいから、それによって要点だけかんたんに年代記的に経過を記しておくとつぎのごとく

である。

#### 一、イギリス側の動き

六九七年三月 アイルランド 羊毛工業に 対する不平の 陳状が西部、 西南部の諸織物都市 (Bristol, Crediton, Bideford

Barnstaple, Great Torrington, Exeter, Minehead, Taunton) から殺到

同、三月二七日 Sir Joseph Tily (Exeter) と Sir William Ashurst (London) がアイルランド羊毛製品の外国への輸出禁

同、四月丘日 一回だけ声圧法案を提出。

同、四月五日 一回だけ読会にかけただけで議会閉会

同 四月二〇日 枢密院は Board of Trade に命じてこの問題を研究させた。八月末にいたる間、Board of Trade 内部で激

しい論争が行なわれた。

同 税の外、羊毛工業で用いられる油、けば立て機、その他各種の道具に対する関税の賦課を提案した。その代償として、麻の ルランド産羊毛製品の輸出禁圧は密輸の統制が不可能であるという理由で拒否し、その代りに羊毛製品に対する半消費税課 . 八月三一日 Board of Trade はこのとき John Locke の穏健案を採用した。 彼の意見はこうである。すなわち彼はアイ

し、アイルランドにおける立法によってそこにリンネン工業を奨励することを企図したものである。

地には同じく十分の一税免除などを提案した。つまり彼の提案は、行政的処置によってアイルランド羊毛工業の発展を阻止 実の栽培をゆるすことによってリンネン工業は奨励されるべきこと、またリンネンの輸入には関税免除、亜麻を栽培する土

同、一〇月頃 Locke の提案と Hamilton のリンネン法案が討議された。 Locke の見解は少数派となり、彼は Board of Trade から離れてゆく。当時の Board of Trade の一般的見解

同、一一月頃

はアイルランドのリンネン工業を奨励することで充分であるという見解に傾いていた。

同、一二月三日 議会再開。二週間つづく。そこにアイルランドの羊毛工業を抑圧せんとする Ashurst の法案が再提出され、 一そう強力な反対の兆候がみられた。

同、一二月一四日 アイルランド羊毛工業に対する攻撃が再びトーリー党の有力メムバーの一人 Sir Edward Seymour によ ってとり上げられ、「羊毛工業禁圧法案」が提出された。(因みに、Sir E. Seymour の元来の議席はイクセターであったが、 して彼はアイルランド問題を利用することによって、失った地盤を回復しようとしていた。) 一六九五年選挙の落選のあと、当時は Totnes のホケット・バラ出身の議員として、南西部諸州の利害を代表していた。そ

#### 二、アイルランド側の動き

当時アイルランドの大法官であった John Methuen は、 アイルランド行政の一官吏として当然羊毛製品の輸出を抑圧しよう

とするイギリスの政策に反対であった。彼はアイルランドの低コストの利益をカヴァするために、アイルランド産織物に対 して高関税を課すべきであるとし、同時にリンネン工業を改良するために外国から熟練労働者を招聘すべきであるとした。

時イギリスの新教徒の利益の代表的機関であり、しかも彼ら新教徒とそアイルランドの牧畜経営主であり、毛織物業者であ とうした彼の妥協案に対して、アイルランド議会は直ちにこれを受け入れなかった。というのは、アイルランド議会は当

ŋ いいかえると「禁圧法」の正に被害者となる人たちであったからである。

7-これに対して、当時 Ulster に集中していたリンネン工業は、主としてスコットランド人の非国教徒によって営まれてい

Ulster の非国教徒の宗教的寛容を認めようとするあらゆる企てに抵抗していたのである。 この両者の経済的対立は宗教的対立もあって、一六九○年代にはアイルランド議会はイギリス・ウィッグの後援の下に、

は、Board of Trade がイギリスのそれとパーにするためには、 アイルランド産羊毛製品に四○%の関税が必要だとする見 過させた。それによれば、広幅織に二○%の関税、新毛織物に対しては一○%の関税を課すというのであった。しかしとれ こうした対立にもかかわらず、アイルランド議会は一六九九年一月、イギリス議会の先手をうって独自の最終的法案を通

## 三、イギリス議会のその後の動き

解には程遠かった。

の軍隊の解散を主張し、激しく政府を攻撃した(トーリーの反撃)。それとともに「禁圧法」案は三つの読会を通過し可決さ ウィッグ党はもはや下院を支配していなかった。Seymour によって率いられた反対派は、 ウィリアム国王

六九八年一二月二〇日 Seymour は彼の「アイルランド羊毛工業禁圧法」を議会に上提した。

ところで、一六九八年はじめようやくシーモアを中心とするトーリーの攻撃が激しくなりつつあった頃から、

れた

なパンフレット合戦が展開されていた。 九九年一月「禁圧法」がイギリス議会を通過したときにいたるまでの約一年間、アイルランド問題をめぐる活潑

## Ⅰ 「禁圧法」に反対の見解

Answer to the Exon and Barnstaple Petitions: shewing, that if a Law were enacted, to prevent the Exportation of となって出てきた。『アイルランド論』A Discourse concerning Ireland, and the different Interests thereof, in 「禁圧法」に反対の見解は、 まずアイルランド在住の イギリス人の間から、 被虐者の 哀願にも似た悲しい声

and Ireland, 1697—8. の著者はつぎのように主張している。 the Woollen Manufacturers from Ireland to foreign Parts, what the Consequence thereof would be, both to England

国の山岳地方や森林地方に追いやられた。こうして彼らはしばしばイギリス人の羊をひどく憎悪をこめて呪い… は「戦前すでにイギリス人経営の羊の群がこの国の平原に多数飼育されるようになったので、彼らの大部分は王 アイルランドにはアイルランド人、スコットランド人、イングランド人が住んでいるが、まずアイルランド人

因となって、ここ二、三年のうちに豊かな王国に一大凶作が発生した」。 ……この間の戦争のときも、耕地の家畜を数百頭となく屠殺するような野蛮な破壊を敢てした。そうした事情も原

ど Ulster の全地域を所有し、そして Cork, Kerry, Limerick の地方にも多数住んでいる。 彼らの毛織物工業 教や商業にかんする全ゆる規制をうけている。彼らの八万家族が最近スコットランドから移住してきて、ほとん はほとんどとるに足りないが、彼らは主としてリンネン織物を製造し、スコットランドおよびフランスとの貿易 一方、スコットランド人は「イギリス人とは異った利害と従属をもった人種で、彼らはスコットランドから宗

によってかなり富を蓄積している」。

業に関係のある他の商業に従事している。すなわち、Dublin 市内および郊外には、このような羊毛工業に従事し 人々はこうしたイギリス人である」と。 と計算される。……だからアイルランド羊毛工業禁圧法が施行される場合、もっともひどい影響をうける唯一の ているイギリス人家族が一万二千家族以上おり、したがってこれらの職業で生活しているものが五万人以上いる 「イギリス人はアイルランド唯一の大きな牧畜業主であり、毛織物製造業者であり、そして羊毛工

on the Bill の著者の見解である。その主張の要点はつぎのごとくである。 ま一つの反対の立場は、 おそらくロンドン商人の立場を代弁したと思われる『禁圧法案考』Some Thought

はそこに住んでいるイギリス人に属しており、彼らは地代をたえず現金で回収している。 Hイングランドはアイルランドによって大きな利益をえている。というのは、 アイルランド王国の土地の約1/3

らほとんど何も買わない。 のできるアイルランド人口の910は、イギリス製の毛織物を着用しているのに、イングランドはアイルランドか 口イングランドはアイルランドに、彼らが消費する商品の大抵のものを供給している。そしてそれを買うとと

(5)アイルランドが貿易によってえているところのものはすべてイングランドに中心がある。そしてアイルラン

ドの貿易の多くは、イギリス人の資本によっておこなわれている。

ことにはならない。むしろオランダやフランスなどが、アイルランドによって失われる貿易を手に入れるであろ 四アイルランドが抑圧され破壊されるだけ、それだけ多くイングランドにおいて羊毛製品がつくられるという

田アイルランド人はイギリス人よりも外国市場へヨリ安価に彼らの製品を送ることができない。というのは、

彼らには労働力と資本と原料が欠乏しているからである。

が通過すれば、羊毛工業に従事しているものは他国へ出てゆかざるをえないであろう。 せるようには思われないし、誰も必要已むをえないもの以外はアイルランドへゆかないであろう。もしこの法案 しかもアイルランドの織物業者はイングランドよりも少い賃銀しか支払われないから、彼らがわが人民を引き寄 H)アイルランドはほんの若干の靴下とかフリーズを製造するにすぎず、しかもごく僅かしか外国へ輸出しない。

くない。 いずれにしても、この法案はアイルランドにおけるイギリス人の利益を損うばかりか、イギリスのためにもよ しかも、それはたんに一つの地域つまりイクシターだけが関心をもっていることであって、それをアイ

ルランド全王国と比較されるべきものではないというのである。

# Ⅱ 「禁圧法」に賛成の見解とその社会的基盤

これに対して、断乎としてアイルランド羊毛工業の禁圧を主張する人たちの代表的見解は、『イギリスの利害』(5)

The Interest of England, as it stands with relation to the Trade of Ireland のなかにみられる。

ある」としてつぎの八つの理由をあげている。 「私の意図は、イングランドの工業に直接妨害となるアイルランドの工業の発展を抑止する必要を示すことに

商 .品を売る以外、富を手に入れる他の方法をもたない。第二に、イングランドの輸出の一そう大きな価値は、 「第一に、イングランドは外国から輸入される商品を消費するよりも、外国市場において高い価値ある自国の そ

アイルランド羊毛工業の抑圧(角山)

がためには、 ろう。第七には、アイルランドにおいてこの産業に雇用せられる人々の数がどれだけであれ、それだけイングラ らの多くの販売を妨げるであろう。 うこと。第六には、しかしながらアイルランドが外国市場に供給するであろう多数の毛織物は、 くつくれない国よりか産業の利益をえなければならないということ。第五には、アイルランドはイングランドよ の羊毛工業からえられるということ。第三には、イングランドは外国市場で売れるだけ、外国へ羊毛製品を送る ンドにおけるわが製造業者は仕事を休まねばならない。第八には、そのような人々が国内で飢えることなからん りも安価に同じ羊毛製品を多くつくることができ、したがって外国市場でその販売にこと欠かないであろうとい ことができたということ。第四には、その工業製品をもっとも安価に提供できる国はどの国であれ、そんなに安 仕事を求めてアイルランドへ行くであろう。それによって遠からず全産業はおそらくアイルランド したがってそれだけの価値がイングランドにとって明らかな損失となるであ イングランドか

生産諸条件が有利であっても、それが本国産業と競合するような工業であるならば、国民的生産力保護の立場か ここにおける主張は、 自由貿易の原則に立ちながら、 半植民地と本国とのあいだにおいては、 例え半植民地の に確立され、

イングランドでは衰滅してしまうであろう」と。

ナショナリズムによって貫かれている。 らこれを禁圧し、本国と競合的でない工業つまりリンネン工業などに活路を見出すことが望ましいという一種の

表していたのであろうか それでは、こうした政策の推進主体はどのような階層であったか。またどのような毛織物製造業者の利益を代 先にものべたように、積極的な反対運動を展開したものは主として西南部、 とくにデヴォンの毛織物業者であ

デヴォンのなかでもイクシターの業者がもっとも積極的であった。(6)

り

いで第二位を占めていたと思われる。こうしてブリストル、イクシターを中心とする西部羊毛工業圏の重要性は、いて第二位を占めていたと思われる。こうしてブリストル、イクシターを中心とする西部羊毛工業圏の重要性は、 支払われなかった羊毛製品から成っているので、これを考慮に入れると、イクシターはおそらくブリストルにつ 第三位はイクシターとなっている。しかし、イクシターからの輸出貿易の大部分は、一六八八年以後何ら関税を 取引は自由となったけれども、それでもなおロンドンの貿易額は全地方港(out-ports)の総額の六―七倍もあっ 断すれば、ブリストル、ノリッチ、イクシターの順序であるが、人口一人当りの財産はイクシターが第一位であ(ミッ) ってロンドンの特権的独占貿易は、レヴァント、ロシヤ、アフリカ、イーストランドを除き、あらゆる方面への った。また商業港の役割からいうと、一六八九―九五年の間の関税補助金報告によれば、一六八九年の法令によ(9) が栄えていた。一七世紀後半の租税賦課 tax assessment によってロンドンを除く当時の地方都市の富裕度を判 地域に散在する多くの農村織物都市の取引上の二大中心地として、西部ではブリストル、西南部ではイクシター シャー、ウィルトシャー、サマーセットシャー、デヴォンを含む西部、 いったい、一七世紀後半におけるイギリスの羊毛工業の中心地は、西部・北部・東部のなかでも、グロスター 地方港のうち、ブリストルは地方港の全関税の名を占め、他をはるかに引き離して第一位、第二位はハル、 西南部諸州が最重要地帯であった。この

羊毛工業がカージーからサージ工業へ移るにつれ、一七世紀末にはウェールズ産の羊毛はサージ工業にとっては 給不足で、やがてアイルランド、ウェールズ、スペインからの輸入に依存するようになった。しかしデヴォンの ところが、イクシターおよびその周辺のデヴォン羊毛工業地帯は、すでに一六世紀中頃、 局地産の羊毛では供 イングランドのうちでもとくに扇の要の地位を占めていたのである。

、イルランド羊毛工業の抑圧(角山

れるアイルランド産の長い羊毛は、デヴォン工業にとって真に必要なものとなったのである。こうして安価な羊のでのである。こうして安価な羊のでのである。(コ) 毛の供給源であったアイルランドは、とりわけ西南部の羊毛工業と密接に結ばれるようになった またスペイン産羊毛の輸入もどく少量となったのにひきかえ、イクシター港をつうじて輸入さ

ていたのである。 うに思われる。こうした移民の増加に加えて、一七世紀末には羊毛工業が不況期に入っていたために、(ヨ) 増加しはじめた。その動きは、恰かもイングランドの生計費が騰貴しつつあった一六九〇年代に集中していたよ(ユコ) V くれば、 ルのそれをモデルとしたワークハウスを設立したり、救貧税をひき上げねばならないような状勢に追いこまれ おいても貧民の数は増大し、イクシター、クレディトン、ティヴァートンのごとき羊毛工業都市では、ブリス しかるに、先にものべたようにアイルランドでは生活費が安いことと、サージ製造業者がその織布工をつれて アイルランドでは家賃無料の家屋を提供するなどの勧奨もあり、デヴォンからアイルランドへの移民が デヴォン

性において、彼らの準地代を手に入れたのであった」と。 彼らが勝利をえたのは、 に原料を提供し、 植民制度の基本原理を自己の側にひきつけることができたためである。つまり植民地の機能は、 してイクシター商人はアイルランドをたんなる彼らの工業原料の源泉として留保することに成功したのである。 いろいろの論争やかけひきののち、それが成功した事情は先にのべたとおりである。ホスキンスはいう、「こう こうしてデヴォン工業都市のなげきは、下院への陳状となり、アイルランド羊毛工業の抑圧を求めたのである。 市場を提供することであった。こうして彼らは三〇年にわたるアイルランドの貧困と虐待の犠 一部は下院における彼らの代表が数的に強力であったがためであるが、主として彼らは イギリスの工業

- つぎに、以上アイルランド羊毛工業抑圧政策をつうじて明らかになったと思われるイギリス重商主義の性格の
- 端について、われわれの見解を提示しておきたいと思う。
- () こうした通説に対しては、渡辺源次郎氏の錠利な批判に耳を傾けるべきであろう。同一キャリコ論争の背景とJ・ケア リの経済体制の構想」商業論集、三〇巻三号。
- 2 no. 3 (1959) H. F. Kearney, 'The Political Background to English Mercantilism, 1695—1700' Eco. H. R., 2nd ser., vol. 11,
- 3 John Smith, Memoirs of Wool, vol. II, Chap. 82.

4

Ibid., chaps. 83, 84

- 6 5 議会への陳状は、さきにのべたサマーセット、デヴォンなど西南部諸州の諸都市のほか、Norwich, Colchester, Boking Ibid., chap. 83
- London, Sudbury などの東部の織物都市、商業都市からもきていたといわれる。Ibid., p.22.
- (7) さし当り、飯沼二郎、富岡次郎著『資本主義成立の研究』(昭三五、未来社)前編、第一、三、四章および拙稿「イング ルジョアジーの動向」社会経済史学、二四卷五・六合併号を参照 ランド西部における毛織物工業の発展」経済理論、三五・三六号。同『デヴォンシャーにおける毛織物工業の発展と初期プ T. Rogers, History of Agriculture and Prices, vol. V, p. 115
- 9 W. G. Hoskins, Industry, Trade and People in Exeter, 1688-1800. (1936), p. 18
- 10 Ibid., pp. 18-19.

11

Ibid., p. 30.

8

- 12 1650-1710. (1960). pp. 3-19. 一六九〇年代とくに一六九五!六年のインフレーションについては、J. K. Horsefield, British Monetary Experiments
- 13 J. S. Ashton, Economic Fluctuations in England, 1700-1800. (1959), p. 140
- W. G. Hoskins, op. cit., p. 33; W. G. Hoskins, ed., Exeter in the Seventeenth Century: Tax and Rate Assessments,

アイルランド羊毛工業の抑圧(角山)

Crediton におけるそれは一七〇二年である。 天川濶次郎「一八世紀を中心とするワークハウス制度の展開」(矢口孝次郎編 では外部のものを加えて一〇〇人を働かせていたといわれる。 *1602 –1699.* (1957), xviii. なお、 イクシターのワークハウスはブリストルより二年おくれて一六九八年に設立され、 ここ また Tiverton のワークハウスの設立は同じく一六九八年、

15 『イギリス資本主義の長開』昭三二、有斐閣、所収)一五三、一五五頁。 W. G. Hoskins, Industry, Trade and People in Excler, 1688-1800. (1936), p. 35

# 五 イギリス重商主義の性格について

――とくに保護主義にかんして――

V ったい「アイルランド羊毛工業抑圧政策」をイギリス重商主義政策の展開史のなかで、どのように位置づけ

ればよいのか。

制などによって代表されるが、それはとくに市民革命後の特徴的な政策として、絶対主義下のそれと区別される 貿易差額制→保護制度の順序で展開された。保護制度は産業(とくに羊毛工業)の保護奨励、穀物法、 いは国内市場政策、 - ま重商主義の国内政策(例えば、「徒弟法」、「救貧法」、「居住法」などによって代表される労働規制、 固有の重商主義または議会的重商主義ともよばれる。 租税、 公債政策など)を別にすれば、イギリス重商主義政策は周知のように、取引差額制→ 旧植民地

奨励する政策を固有の重商主義=保護主義と理解する傾きもみられるが、こうした見解の当否はのちほど改めて 義政策と規定できるであろう。わが国ではしばしば固有の重商主義を狭く解して、産業資本の成長を培養し保護 旧植民地制と産業の保護奨励政策の二つの原則の混合形態として、ある意味ではもっとも代表的な固有の重商 このような分類からすれば、 われわれが右に考察したアイルランド羊毛工業抑圧政策は、保護制度下における

検討することとしたい。

近代国家形成論をえて、 がある。一つはアダム・スミスに発してリストの重工主義論によって批判せられ、その後歴史学派の保護主義(1) ところで、こうした重商主義政策をどう理解すべきかという重商主義論については、大きく分けて三つの系列 E・F・ヘクシャーの多面的解釈によって集大成される系列である。第二の系列は、

の系列に属するリスト的重工主義=保護主義論を積極的に導入して、新しい独自の立場を打ちだしたのが、 といってもよい。この立場を第三の系列とみれば、ここでは、産業資本のための重商主義政策は取引差額制 によって若干のニュアンスの相違はあるが、張漢裕、大塚久雄、小林昇氏らの「大塚史学」の重商主義論である みる点に特色がある。M・ドッブの重商主義論もこの系列に属する。つぎに、マルクスの立場に立ちつつ、 命)→保護制度を主流として、 金主義)→貿易差額制→保護制度というかたちで 発展したのではなく、 それは取引差額制 、クスに発する系列で、ここではわれわれが重商主義政策とよんでいる諸政策を、産業資本のための原蓄体系と 前期的商業資本の立場を代表する貿易差額制に対抗しながら、展開されてきたも (重金主義)→(市民革 第一 論者 重

対しては、故白杉庄一郎教授の『近世西洋経済史研究序説』(昭二五)がマルクス主義の立場からもっとも体系的 な批判を加えたものであり、 きものであろう。そこで、 「大塚史学」に対する批判は各方面からさまざまなかたちで提出されているが、その重商主義論に まずわが国重商主義研究史のなかでも特異な地位を占めている白杉教授の学説を検 且つその批判をつうじて著者独自の学説を提示しておられる点で、もっとも注目す

あることは疑いえない。のと考える点に特色がある。

この立場はマルクスの立場を真に発展させたものとして、

もっともすぐれた学説で

その上で主題に限定された限りではあるが、 若干私自身の見解をのべてみたいと思う。

## Ⅰ 白杉教授の重商主義論

ては、 うに、 蓄積期 に思う。 単純である。もう少し突込んで、商業資本と産業資本の関係、具体的には重商主義的産業保護政策を考えてみる 帝国主義」と規定される点であり、しかもそれを「商業資本の政策」ないしは「マニュファクチャ的産業資本を 想体系であった」と。そして白杉教授の独自性はそうした重商主義政策の本質を一種の帝国主義=「重商主義的(~) 体系であった」とすれば、 主義の一つの例証としてみた場合、 なお商業資本に対して従属的地位を占めていたと考えられるからである。 生産的基礎とした商業資本の政策」と規定される点であると思う。教授がしばしばくり返し指摘しておられるよ しくいえば、マニュファクチャ的産業資本を生産的基礎とした商業資本――の政策であり、 白杉教授は重商主義をつぎのように規定せられる。「重商主義とは、近世の西ヨーロッ 白杉教授の説にもなお異論がないわけではない。 私もまた基本的には教授の説を正しいものと考える。というのは、 「重商主義政策の直接の支柱を形成したのは、産業資本ではなくて、商業資本であった」という点にお この点の相違を明らかにしてゆけば、 ―生産方法からいえば所謂本来的マニュファクチャ時代――の経済政策であり、 「重商主義は、社会的には近世資本主義の成立期に支配的であった商業資本 重商主義的産業保護政策について教授とは少々ちがった見解が出てくるよう 僅かばかりの見解の相違が、あるいは体系としての大きなちがい われわれはアイルランド羊毛工業の抑圧を、 しかし、それだけでは余りにも事柄 重商主義時代においては、 これを基礎づける思想 パにおける本源的資本 これを基礎づける思 イギリス重商 産業資本は

にまで発展することになるかもしれない。

ランド植民政策が遂行されたことは事実である。けれども、ここでの問題点は、 完全に一致していたとはいえないにしても、 要求とほとんど一致していたといわれるのである。 保護といっても、 的な産業資本の要求と競合するところが比較的少なかったところにあるのでなければならない」と。(+) に奉仕せしめられたのである。イギリス産業保護政策の特色は、 なかった。だからこそ、イギリスにおいても重商主義段階における産業保護政策は、貿易差額の獲得という目的 的なマ 玉 いかえると、イギリスの政策は、フランス風の特権的マニュファクチュアではなくて、ほとんどもっぱら自生 [家主義的であったのに対して、 ニュファ 白杉教授はこの問題についてつぎのようにいわれる。「フランスの重商主義的産業保護政策が クチ やはり特権的ないし指導的な商業資本の政策であったのであって、産業資本そのものの政策では 貿易資本の政策のワクのなかでおこなわれたにすぎないのであり、それは自生的な産業資本の - ュアの培養にかかわったのである」。しかしそうはいうものの、 イギリスのそれは下から自生する人民の産業を保護育成した点に特色をもった。 産業資本の要求が商業資本の政策と一致していたかぎりで、 確かにアイルランド羊毛工業の抑圧に際して、 貿易差額の獲得という商業資本的原則が、 重商主義的産業保護の対象とな 「イギリスの重商主義的産 両者の立場が つまり産業 アイル わば、

的には主として 白 すでに行論中に明らかにしたように、ここにおいて重商主義的産業保護の対象となった資本というのは、 [生前なマニュファクチャ」とよぶことは差支えないけれども、その内容を白杉教授のように大塚史学的解釈 イングランド 西部および西南部の羊毛工業の利益である。 これを「自生的な産業資本」ない 具体 その場合の「保護」というのはどういう意味であるのか、という点である。

「自生的な産業資本」ないし「自生的なマニュファクチャ」とはいったいどういう資本であるのか。

また、

われわれが別のところで明らかにしたように、また最近多くの

で理解されることには疑問がある。

というのは、

問屋制を経営形態とし、準備仕上げ工程については、一種の集中マニュファクチャを経営形態としてとらざるを 資本の形態と法則において相対的に独自な性格が認められるという意味で初期資本とよんでいる。 成立し、産業革命へ発展してゆくものと考えられていたが、これは明らかに誤解にもとずく見解である。すなわ 資本家=マニュファクチャ主であって、決してマニュファクチャに対立する前期的資本の代表者ではない。従来 人によって強調されているように、イングランド西部および西南部の織元は、当時におけるもっとも先進地帯(5) な資本であったからである。私はこれを産業資本の初期的形態であるという意味で、しかも本来の産業資本とは えなかったような、従って茎本的な資本関係としては、いわゆる事実上の資本=賃労働関係を形成していたよう(6) ややもすれば、北部の羊毛工業地帯が先進地帯であり、そこにこそマニュファクチャ=産業資本が純粋培養的に 西部の先進地帯に現われていた「自生的なマニュファクチャ」は、 基幹的な紡毛、 織布部門については前貸

資本との合体したものと考えて差支えない。 それは 小野朝男氏も 信用制度の側面から 明らかにされたように、 米の学界ではふつう「商人製造家」merchant-manufacturer とよんでいるように、 宇野弘蔵氏は、資本主義のもっとも初期の段階における資本を「商人資本」とよんでおられるように、 初期資本は 商業資本と産業 また欧

あった」といわれているが、もしその意味するところが、重商主義を商業資本のための政策でもなく、 は「どの段階においても商業主義的重商主義でもなければ、産業主義的重商主義でもなくて、むしろその統一で 「宿命的に近代的な性格と前期的な性格をあわせもっ」ていたのである。白杉教授は重商主義を規定して、それ(゚゚゚) また産業

資本のための政策でもなく、

むしろその統一された資本の政策であったというのであれば、それはまさに初期資

本の政策であったといわなければならない。

外国貿易に従事する特権的大商業資本=重商主義的商業資本(=進歩的)とマニュファクチャ資本との提携を、 は、大塚史学の問屋制商業資本=前期的、 政策」と規定される。その場合、恐らく教授の脳裏には、大塚史学の重商主義論=商業資本論には疑義を抱かれ ところが、教授は重商主義の主体をあくまで「マニュファクチュア的産業資本を生産的基礎とした商業資本 そのマニュファクチャ論には全面的に賛成するという複雑な気持があったように思われる。つまり教授 マニュファクチャ的産業資本=近代的という図式を一応前提として、

大塚史学の商業資本論のみならずマニュファクチャ論に対しても疑問をもつものには、 あるとする教授の基本的主張のなかに、いかに包摂するかに最大の努力が払われているといってもよい。 重商主義ないし重商主義的産業保護政策とみておられるようである。もしそうであるとするならば、 しがたく感ずる点である。だから、 大塚史学のマニュファクチャ論をほとんど無批判的にうけいれて、これを重商主義が元来商業資本の政策で 当然つぎのような矢口孝次郎教授の疑問も起ってくるのである。(2) この点こそもっとも納得 教授の学説 しかし、

るの ては る場合』 品を世界市場に販売し、また逆にその必要とする資本を『重商主義的搾取』によって獲得しこれを国内に齎らし、 かくてマニュファクチュアの成立を可能ならしむるというだけに存するのか。或はすすんで『商人が産業家にな 「『重商主義的商業資本』」は基本的に重商主義の支柱となった外国貿易に従事した資本とされるが、 における商人、 著者の理論からすれば、この二つの場合を含むものでなければならないが、そうであるとすれば、 ュファ クチュァを基礎にもつ資本である。その場合、 すなわちマニュファクチュア組織者としての商人(それの担う商業資本)として関係す マニュファクチュアとの結び付きは、 他方にお マニ

7

イルランド羊毛工業の抑圧(角山

そうである)。とすれば、 なってしまうのではなかろうか。それは問題である。 フ 後者がマニュファクチュア形成者としての産業資本に転化することは明らかに認められる(例えばドッブも ァ チ ア形成における『重商主義的商業資本』と『問屋制商業資本』との対比が問題となる。この点に関 両者は資本主義の成立乃至マニュファクチュア形成に関し、 同一の関係をもつものと

著者はマニュファ 業としての小規模のマニュ に基づく場合、そこに疑問なしとはいえない」と。このような疑問に答えるためには、 流入によってマニュ 更に根本的問題 クチュア範疇のとり上げ方に関する限り、大塚史学的解釈によられているが、 はマニュファクチュア範疇の理解に関して存する。 フ ァ ク ź ファクチュアとして把えられている。 ュ アの形成が可能とされるが、 その場合対応するマニュファ 対応は果してそのようなものであろうか。 著者は、 .....特権的大商業資本の国 矢口教授の羊毛工業の実 クチュアとは、 7 ル クスの解釈 内

初期資本と重商主義

主義が複雑な性格をもっていることは研究史が示しているところであり、

白杉教授の

いわれる一種の帝国

証的成果の上に立って、その理論化を試みた「初期資本」論がある程度有効ではないかと思う。

### Π

重商

であり、 ニークな学説を一枚加えられた白杉教授の貢献はきわめて大きいことを認めねばならない。(⑴ するかぎり、 商 主義的性格をもっていたことも否定できない。この点、「重商主義的帝国主義」論をもって、 主義の産業保護政策の側面にのみ限って論じることを予めおことわりしておきない。とすると、この側面 初期資本の要求した政策であって、 私は白杉教授の説とは異り、 重商主義政策を初期資本の政策、つまりそれは初期資本のための政策 産業資本のための政策ではなかったと考える。この点について、 重商主義研究史に しかし、 ここでは重 に関 ŧ

圧倒的な部分を占めていた。ところが、一七世紀後半以降この比重は急速に低下し、一七○○年頃には五○%前 少くともこうした外国貿易の構造変化を念頭においておく必要がある。 工業の発展に対する嫉妬と攻撃などがそれである。 物の輸出に貢献しないで銀=富を持出して香料を輸入し再輸出する東インド貿易、 である。 出貿易面への資本の移動、 果してどこまで正確に把握され、意識されていたかどうかはともかく、国内産業への投資よりか、こうした再輸 かったのに対し、 や東洋の特産物の再輸出貿易の発展であった。一六四○年頃には、再輸出は全輸出額の三~四%しか占めていな 後にまで下った。それにかわって、輸出面で大きな比重を占めはじめたのが、主としてアメリカ、 った。一六世紀から一七世紀前半におけるイギリス全輸出額のうち毛織物の占める割合は、八○─九○%という 大をはかってきたのであって、毛織物輸出にひきいられた国内羊毛工業の発展は、イギリス国力のシンボルであ ないであろう。 とにする。この点については、大塚教授、宇野教授らの先学の業績によっても明らかなところで、恐らく異論 ス羊毛工業の生産と市場に脅威を与える東インド会社への攻撃、アイルランドやアメリカ植民地に 例えば、 われわれの主題に則して、 いうまでもなく、 毛織物輸出に貢献しないフランス貿易の奢侈品取引とその片貿易的性格への批判、 一七○○年頃にはいまや三○%を占めるにいたった。当時、こうした外国貿易の構造変化が、(2) あるいはそれに伴う羊毛工業の危機が、さまざまな機会を把えて人々に訴えられたの 国内に金銀を産しないイギリスは、 初期資本主義時代の歴史的典型をイギリス羊毛工業によって代表せしめるこ だから、 名誉革命以後の羊毛工業の保護政策を考える場合、 中世末以来、 またキャリコを輸入してイギ 毛織物輸出をもって国富の増 西インド諸島 おける羊毛 同じく毛織

杉教授の説は、 いう目的に奉仕せしめられたのである。イギリス産業保護政策の特色は、貿易差額の獲得という商業資本的原則 の基調をなしていた。だから、 たことによって知られるように、 との国際収支についての知識をえるために、個々の国民との貿易額とバランスを算出した貿易統計の作成に当っ けではないのである。 役割の増大、 ここでは 自生的な産業資本の要求と競合するところが比較的少かったところにあるのでなければならない」という白(エメ) イギリスは固有の重商主義の段階に移行したといっても、貿易差額制の原則が決して放棄せられたわ それが原始的蓄積に果した効果を軽視して、重商主義を論ずることは正しくない。すなわち、 問題の対象を重商主義のもつ保護制度の側面にのみ限定するけれども、 充分首肯せられるところである。 一六九六年、 「イギリスにおいても重商主義段階における産業保護政策は、貿易差額の獲得と 貿易差額制は固有の重商主義といわれる一八世紀においても、 輸出入貿易総監が任命され、 商務省 (Board of Trade) 外国貿易に占める再輸出 はイギリスと他国民 むしろ貿易政策

本論の立場では、 解である。教授の かんたんになされうるのではないかと思うのである。もし「初期資本」による説明を認めるとするならば、 これを「初期資本」の範疇で理解すれば、 れ の見解の相違は、 ンガムと同じく、 白杉教授の説と私の考えとちがうところは、産業保護政策の内容とその対象となった資本についての 重商主義からの解放が産業資本発展の契機であったと考えるのであって、この点の解釈にか いわれる「自生的な産業資本」を大塚教授のマニュファクチャ資本の範疇でなく、 重商主義の産業政策にかんする根本的な相違にまで発展する。すなわち、 重商主義的保護主義は産業資本の発展を助長したと解釈されるのであるが、 商業資本と産業資本の「競合が比較的少なかった」という説明が割合 私の 私のように 初期資 われ

する限り、私の立場はむしろアンウィンの解釈に近いということになろう。

的保護に望みを托したように、(例えば、農村工業の抑圧その他)、いまや農村羊毛工業それ自身は、 養をはかるのを目的としたのではなかった。だから、恰かも衰退してゆく都市工業が、 得市場の保護を国家権力による特権的保護に求めたのであって、決してそれをつうじて自由主義的な競争力の培 対して、イギリスの重商主義的保護主義は、まだ自らの力が自立できない初期産業資本が、 由主義経済の段階における、後進産業ないし後進国の保護政策にはじめて政策的意味をもつものである。 るためにとった積極的な保護政策と考えられている。果してそうであるのか。私はこうした見解に大いに疑問 本のための保護制度、 う点で、次元を異にしている。 いうまでもなくそれがたんなるギルドの政策ではなく、 維品の流入や植民地の自由な競争産業の出現に対して、 すなわち、 まさに重商主義は、 初期資本論では保護主義をどう理解すればよいのか。 そうした産業資本のための積極的な保護政策は、比較生産費の法則の作用する産業資本の自 つまりまだ幼弱な産業資本に対して国家がその成育を培くみ、その成長を温室的に保護す 国家領域にまで拡大した中世ギルド政策の性格をもっていたのである。 初期資本=事実上の産業資本のための政策であったとい 国家権力による特権的保護を求めねばならなかっ ふつう、 重商主義時代の保護制度は、 絶対国家のギルド その生産力お 外国 これ 産業資 しかし、 よび既 からの ĸ

ものではない。 たものでなかったといっても、 むしろ国内市場および海外市場=植民地の確保、 結果としてそれが産業革命の諸条件を準備したこと (=本源的蓄積) 人口増大への刺激、 海運業の発達、 資本蓄積

イギリスの保護制度が直接産業革命を準備するためのものでなく、また本来の産業資本の直接的培養を意図し

本の発展の中 増大など、 の温室的 ないし初期資本の否定的対立物として産業資本が成長してくるのである。例えば、(ほ) 被護の中から生成してきたのではなく、こうした客観的諸条件を媒介的契機として、 産業革命への客観的諸条件はこの間に準備せられたのである。本来の産業資本は、 から、 弁証法的なプロセス (例えば、 初期資本の利潤率低下)をへて、 初期資本の産業資本への 重商主義的初期資本の基 理論的 イギリス保護制 には初期

化

期において、 盤としての「低賃銀」の経済と、 における本来の産業資本のための保護制度を求めるとすれば、 自由主義実現の支えとして施行された過渡的諸政策に求めるべきであろう。 成長してくる産業資本の基盤としての「高賃銀」の経済の対立。 それは一八世紀末から一九世紀はじめの産業革命 もしイギリ

特権的な保護制度であったといっても、 ないということである。 フランスの保護制度については、 フランスやドイツにおける後進国の保護制度もまたそうであったのでは 吉田静一氏の最新の研究がある。氏によれば、

ところで、

いま一つ保護制度にかんして注目すべき点は、

イギリスの重商主義的保護制度が初期資本の

ため

からの特権的な保護制度であり、 ス絶対王政下のコ (通説のいう産業資本育成のための「固有の重商主義」)に対応するフランスの経済政策を追求すると、それ ルベルチスムは、 従ってそれは本来の重商主義ではなかったという。 絶対王政の財政的必要から生じた貿易振興と産業育成を主たる内容とする上 氏はイギリスの後期重商 フラン

かという点とイギリスを普遍的尺度とする論法においては意見が分れるが、 かし、 イギリスの重商主義的保護主義を私のように理解すると、 何をもって「固有の重商主義」と規定する 少くともそれでもって吉田氏のフラ

ス保護主義論が崩れてしまうかというとそうではない。

産業資本のための保護主義というのは、

産業革命とと

フランス革命

における保護主義とナポ

レオンの

「大陸制度」に該当すると主張される。

たらさなかったにしても、まさにこうした本来の保護主義のもっとも先駆的な形態に外ならなかったのである。 保護主義が成立しうるのであって、そういう意味ではナポレオンの「大陸制度」は、例えそれが充分な成果をも もに現われてきたイギリスの自由主義的な産業資本に対抗しなければならなかった後進国においてこそ、本来の

こうして後進国ドイツにおいては、リストをはじめとする歴史学派の主張の中に、もっとも典型的なかたちを

業資本の自由主義的な攻勢に対応して、幼弱なドイツ産業資本の成長を、国家権力によって培む必要があっ

たと

とって保護主義が現われてきたのである。一九世紀中頃のドイツにおいては、イギリスを中心とする先進国

義のために主張せられるところであるが、いかに外観的に同じょうに見えても、また歴史の帰結としてリスト的 的保護主義は、 解釈がイギリス史へのアポロジーを可能にしている面をもっているにしても、産業革命以前のイギリス重商 とは疑いをいれない。こうして産業的自由主義の下における後進国の保護主義は、 産業資本成立後の後進国の保護主義とは段階的且つ本質的に異っているといわねばならない。 現代においてもなお、 自由主 主義

- (3) 同署、一八七頁。
- (4) 同著、一八七一八頁。
- 四六号。同「デヴォンシャーにおける毛織物工業の発展と初期プルジョアジーの動向」社会経済史学、二四巻五・六合併号 「イングランド西部における毛織物工業の発展」経済理論、三五・三六号。 クチャー 宮岡次郎著『資本主義成立の研究』(昭三五)前編、第二、三章。 の経営形態 -西部型織元経営の分析 ——」歷史学研究、二五六号。 山之内靖「イギリス毛織物工業におけるマニュ 拙著『イギリス毛織物工業史論』(昭三六)。 吉岡昭参「産業革命期におけるヨー

矢口孝次郎著『資本主義成立期の研究』(昭二七)、拙稿「デヴォンシャーにおける毛織物工業の発展」経済理論、

イルランド羊毛工業の抑圧

(角山)

- ャー毛織物工業の構造」商学論集、三〇卷二号、一八二--三頁。
- 6 山之内靖、前掲齡文、とくに二四-九頁。拙著『資本主義の成立過程』九一-二頁。
- 8 拙著『イギリス毛織物工業史論』第五章参照。 小野朝男著『イギリス信用体系史論』(昭三四)二三六頁。

7

10

- 9 矢口孝次郎、「書評、白衫著『近世四洋経済史研究序説』」社会経済史学、一七巻四号。五二十三頁。 白杉庄一郎、前掲書、二〇〇頁。
- (二) D.K. Fieldhouse, '"Imperialism": an Historiographical Revision' Eco. II. R., 2nd ser., vol. XIV, no. 2. (1961) p. 200; John Strachey, The End of Empire. (1959), p. 325.
- 13 12 拙稿「一八世紀イギリスの貿易構造」立命童経済学、十巻三号、一五五頁。 同、一四〇一四一頁。
- 14 白杉著、前掲書、一八七一八頁。
- 15 拙著『イギリス毛織物工業史論』二六五十七二頁参照。
- 吉田静一著『フランス穒商主義論』(昭三七)。